

ご報告：問題のあった著作物使用形態

2021年7月吉日
公益社団法人 日本文藝家協会

2020年にご送付くださいました入試問題から、問題とされる使用内容につきまして以下の通りご報告いたします。

2020年9月15日現在

番号	問題点	著作物数
1	一部改変	53
2	一部略	27
3	一部省略・変更	82
4	あらすじがある	0
5	著者名なし	5
6	〇〇の文章より（著作物題名なし）	1
7	出典なし	1
8	詳細不明	22

1～3について

入試問題は、著作権法上の権利制限にあたる為、著作権者の許諾なしに文章の使用が可能です。“一部改変”とだけ表示されていても、どこが変わっているのかの明示がないままでは、不誠実な使用に感じられます。書いておけば良いというものではありません。

但し、設問の為の強調線や空欄に置き換えているものは、改変とされている場合から除きます。別紙の入学試験問題への著作物使用の注意点でもご確認ください。

4について

※ご報告の入試問題では見受けられませんでした。念のため。

あらすじは著作物の*翻案と考えられます。入試問題から作成する入試問題集や、過去問としてホームページへ掲載する場合は著作権者の承諾を得てからあらすじ箇所をご使用ください。*翻案とは、元の著作物のストーリー性を変えず、具体的な表現を変えることをいう（著作権法第27条）。

5～7について

著者名や出典の表記がない文章は、過去問題集を作成する教材会社が著作権者の許諾を得るための調査に膨大な時間と労力を要します。当然ながら、著者不明になる可能性も高まります。著者名や題名が解答にあたるようなものの場合、解答もつけて教材会社へお渡しいただくご配慮をお願いいたします。

8について

入試報告として、使用した著者名及び著作物題名のみをお知らせくださるケースがございます。作品を実際にどのように使用されたのかが、著作権者は知りたいのです。可能な限り、皆さまのご協力をお願いいたします。

対処や考え方：問題のあった著作物使用形態

文系入学試験問題に限らず、全教科に於いて著作物を使用される場合の注意点です。多くみられる事例と共に解決方法をご確認ください。

【事例1】出典表記の間違いと解決方法

	誤った表記	正しくは…
①	アンソロジー等、表紙にある監修者名、編者名を記載	“編”はあくまで編者、著作者ではない場合もある。必ず、使用する該当作品の著作者名とすること。
②	外国語文学訳や古文訳翻訳作品に原作者の氏名で記載	題名の前、又は後に原著作者名ならびに訳者名を記載。(表記例：◇◇著◆◆訳「○○○」)
③	詩・俳句の鑑賞文で、詩の作者と鑑賞文の著作者が異なる場合、どちらか一方しか記載されていない	使用した底本の裏書に、各俳句の著作者名が表示されていることがある。ない場合は出版社へ問い合わせをする等して、正しい著作者名とすること。

【事例2】「一部を改変」と表示しているが、改変箇所が不明の場合

入試問題としての性質上、空欄を設けたり、設問の為の罫線を引く等はやむを得ない範疇です。「一部を改変」とした場合、文言を変えた印象を与えてしまうので著作者は不信感を抱かざるをえません。改変した箇所にアスタリスクをつける等し、出題文の末尾に改変箇所の説明をすることが望まれます。

入試問題集の作成にあたっては、業者は出題された通り忠実に利用されます。【事例1】【事例2】のように、入学試験問題で不適切に出題されたものが、公衆に広まることは著作者人格権を侵害しているとも言えますのでご注意ください。

【事例3】入学試験問題を業者に発注している

教育機関が作問をせず、業者に入学試験問題の作成を依頼している場合、著作権法第36条に規定された入学試験問題の権利制限から外れる懸念があります。

【事例4】大問題の改変例（著作権の問題上、別の作品で作り変えています）

※次ページをご確認ください